

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和 7 年 10 月 8 日

収支等命令者

佐賀県教育委員会事務局教職員課長 野口 広恵

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 令和 7 年度佐賀県教育関係職員情報機器作業従事者健康診断業務委託
- (2) 委託業務の仕様等 委託業務仕様書（別紙 1）のとおりに
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 入札参加資格者に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の 6 ヶ月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 過去 2 年間に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体の健康診断に関する契約を締結し、かつ、これを適正に履行した者であること。
- (5) 佐賀県内に本社または支店を有する者であること。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（様式 1）に営業概要書（様式 2）及び同種業務の履行実績調書（様式 3）を添付のうえ、令和 7 年 10 月 16 日（木曜日）までの間（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第 29 号）第 1 条に定める休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までに下記の担当課に持参又は郵送（令和 7 年 10 月 16 日（木曜日）午後 5 時までに担当課へ必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求められることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※担当課

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1 丁目 1 番 59 号（旧館 2 階）

佐賀県教育委員会事務局教職員課 健康管理担当

電話：0952-25-7225 ファックス：0952-25-7319

E-mail：kyoushokuin@pref.saga.lg.jp

4 入札参加資格の確認

3 で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を通知します。

入札参加資格の確認結果は、令和 7 年 10 月 24 日（金曜日）までに通知します。

5 入札書の提出場所等

(1) 仕様書の交付

佐賀県ホームページから入手してください。

(2) 入札説明会

実施しません。

公告等の内容に質問がある場合は、質問書（様式 4）をファックス又は電子メールで、令和 7 年 10 月 16 日（木曜日）までに上記 3 の担当課へ送付してください。

回答は令和 7 年 10 月 24 日（金曜日）までにホームページで公開します。

(3) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和 7 年 10 月 30 日（木曜日）10 時 00 分

イ 場 所 佐賀県佐賀市城内 1 丁目 1 番 59 号
佐賀県庁新館 6 階 62 号会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札とする。

(4) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない職員を立ち合わせて行います。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

ア 入札書の提出期限までに見積もる契約金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付して

ください。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35条）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債権又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関の者に限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(ア) 当該競争について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結している場合

(イ) 国、地方公共団体その他知事が別に定める団体（②ウ(イ)で「国、地方公共団体等」という。）との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

②契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納入してください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記イの各号に掲げる価値の担保を供することができます。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。

(ア) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合

(イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 入札書に記載する金額

入札金額は、単価に見込人数を乗じた総価としてください。

なお、本契約は単価契約であるため、契約金額は入札書の単価金額となります。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（総価）の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 1人で2以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 入札保証金を納付しない者、又は納付した金額が規定する金額に達しない者（入札保証金を免除される者を除きます。）
- キ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止または延期

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止または延期します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき

(5) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに入札辞退届を提出してください。

入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではありません。

(6) 落札者の決定方法

- ア 有効な入札書を提出した者であって予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とします。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。
- ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。
- エ 入札は原則2回を限度とし、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。

(7) 入札書の撤回

入札者は、その提出した入札書の書き換え又は、撤回をすることができません。